

社会福祉法人城山会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人城山会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき役員及び評議員並びに社会福祉法人城山会の評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき外部委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員並びに外部委員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者で週4日以上勤務する者をいう。
又、常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 外部委員とは、評議員選任・解任委員会委員の他、各種選挙における不在者投票立会人、施設入所者等入所判定委員会及び地域密着型施設運営推進会議の第三者委員をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事で使用者としての立場を有する者に対しては報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間300万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表第1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の監事の報酬月額は、「常勤理事俸給表」及び「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において決めるものとする。

7 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 常勤役員には、通勤に要する交通費としての通勤手当は原則として支給しないものとする。また、役員等の理事会、評議員会及びその他法人・施設業務のための出席に当たっての交通費は別記1非常勤理事の報酬及び別記2評議員等の報酬に含まれるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費除く)は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員並びに外部委員等の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 常勤役員俸給表

号	役職名	月 額
1	理事長	200,000 円
2	理 事	100,000 円
3	監 事	100,000 円

別記 1 非常勤役員の報酬

理 事：理事会等会議への出席	10,000 円
：上記のほか、法人・施設業務のための出席	10,000 円
監 事：理事会等会議への出席	10,000 円
：上記のほか、法人・施設業務のための出席	10,000 円

別記 2 評議員等の報酬

評議員：評議員会への出席	10,000 円
：上記のほか、法人・施設業務のための出席	10,000 円
外部委員等：評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円
：上記のほか、法人・施設業務のための出席	10,000 円